

中小企業の皆様の情報発信基地として

# インフォメーション

No. 411

2021年 5 月号 MAY



## 今月のお知らせ

自動車税・固定資産税など新年度の納税が始まります。

- ✎ 令和3年度の主な税制改正 法人課税編
- ✎ 生命保険を活用したリスク対策と節税対策
- ✎ はしやすめ ・ハンコの話
- ✎ 税務まめ辞典 ・子の国民年金保険料を親が払った場合



株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19  
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068  
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp  
ホームページアドレス  
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# 令和3年度の主な税制改正 法人課税編

## 法人税の軽減税率 15% (本則 19%) の適用期限を令和5年3月末まで2年延長

中小企業者等の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税率を15%とする。

### 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

これまで2事業年度継続して給与等を支給した者（役員やその親族等を除く）に対し1.5%以上増加する必要があったが、単に前事業年度比1.5%以上給与等が増加すれば、増加額の15%を税額控除（税額の20%が限度）

	改正前	改正後
適用要件	雇用者給与等支給額が前年度より 1.5%以上増加	雇用者給与等支給額が前年度より 1.5%以上増加（要件変わらず）
	継続雇用者給与等支給額が前年度より 1.5%以上増加	—（要件から外れる）

### 中小企業向け投資促進税制の延長等

#### 【中小企業経営強化税制】令和5年3月末まで延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等の取得をした場合に即時償却または10%の税額控除ができる制度を2年延長。

取得価額要件	機械装置：1台または1基の取得価額160万円以上 工具器具備品：1台または1基の取得価額30万円以上（医療機器を除く） 建物附属設備：1の取得価額が60万円以上（医療保健業者が取得するものを除く） ソフトウェア：1の取得価額が70万円以上
--------	--

#### 【中小企業投資促進税制】令和5年3月末まで延長

中小企業者等が特定機械装置の取得をした場合に30%の特別償却または7%の税額控除ができる制度を2年延長。

取得価額要件	機械装置：1台または1基の取得価額160万円以上 測定工具及び検査工具：1台または1基の取得価額120万円以上、1台30万円以上で、かつ1事業年度における取得価額の合計額が120万円以上 車両運搬具：貨物運搬用の普通自動車のうち車両総重量が3.5トン以上のもの 内航船舶：内航海運業の用に供されるもの（取得価額の75%が対象） ソフトウェア：1の取得価額が70万円以上（複写販売のための原本等を除く）
対象業種	製造業、建設業、卸売業、小売業、農業、漁業、サービス業、損害保険代理業、協同組合、不動産業、物品賃貸業、料理店業その他の飲食店業（ただし、料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブなどについては生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る） ※性風俗関連特殊営業に該当するものは対象外

※医療機器は、「器具及び備品」に該当し、「機械及び装置」には該当しないため適用対象外

#### 【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】令和3年3月末で廃止

# 生命保険を活用したリスク対策と節税対策



多くの方が何らかの生命保険に加入しておられると思います。しかし、その種類は多様で、果たして本来の目的を理解したうえで加入をされている方がどれ程いらっしゃるのでしょうか。

経営者に万が一のことがあれば、企業は崩壊し、従業員や家族は一瞬にして路頭に迷うことにもなりかねません。

このような最悪の事態に備え、万全な対応ができるように、現在加入している保険を確認し、必要に応じて見直しておくことをおすすめします。

## 死亡または病気やケガにより就労不能となった場合の収入減少に対するリスク

### 法人や個人事業主

- **収入が減少する期間の運転資金は足りるか（運転資金）**  
売上の大半が経営者によるものであれば借入返済や買掛金支払いなどにも支障をきたします。従業員が就労不能で収入が減っても、有給休暇を取得した場合、給与は減らないことがあります。
- **万が一廃業となる場合に借入金を一括返済できるか（借入金返済資金）**  
返済できない場合、担保物件の競売や保証人へ返済の請求がなされます。事業承継を検討する場合も借入残高が多いと後継者候補が引き継ぎを躊躇することがあります。
- **死亡した場合の退職金や弔慰金を準備しているか（退職金資金）**  
勤続年数の長い役員や従業員がいる場合、退職金が多額になります。

### 個人

- **収入が減少する期間の生活費は足りるか（生活資金）**  
休業補償や傷病手当で生活費を賄えるか。私病の場合は治療費の負担も発生します。
- **住宅ローンがある場合に団体信用生命保険に加入しているか（借入金返済資金）**  
死亡時だけでなく、三大疾病に罹った場合にも保険金が入るものでないと返済が困難になるおそれがあります。
- **死亡した場合の遺族の生活保障を準備しているか（生活保障資金）**  
遺族年金だけでは足りない場合があります。子どもがまだ小さい場合、成人するまでの期間は手厚い保障が必要となります。
- **相続税の納税資金を準備しているか（納税準備資金）**  
相続税が課税される方で、固定資産や自社株が多くを占める場合は納税資金が不足するおそれがあります。

## 主な節税対策

### 掛け捨ての終身タイプの医療保険を法人で契約

会社に在籍している間は法人で契約し、全額損金で計上。退職後に個人名義に変更することで、契約時の保険料をそのまま引き継ぐことができます。

### 解約返戻金のある定期保険を法人で契約

役員や従業員を被保険者、受取人を法人とし、最高返戻率を85%以下にすることで掛金の全額から4割の間で損金計上できます。勇退時には解約し、退職金に充てることができます。

### 受取人を相続人とするタイプの保険

相続人数×500万円の控除がありますので、その範囲であれば非課税で受け取れます。

会計事務所は企業の経営内容などを把握しており、保険加入の目的や適切な保険契約について客観的に判断できる立場にあります。

当事務所では、大同生命保険株式会社の代理店として、関与先様の立場で経営内容を考慮した保険契約のお手伝いをしています。

企業の経営内容から次世代の経営者に円滑に事業を引き継ぐことができるように、また経営者のご家族が困ることがないように必要保障額を算定し、不慮の事故や災害に備えることができるよう最適な保険をご提案しています。

# はしやすめ

# ハンコの話



ハンコ（判子）は江戸時代に盛んに作られていた版画に使う板のことを「版行（はんこう）」と呼び、それが転じて「ハンコ」と呼ばれるようになったといわれています。一般的には「ハンコ＝印鑑」で認識されていますが「印鑑」とは役所や銀行に登録してある「印影（紙などに押した印章のあと）」のことでハンコの正式名称は「印章」といいます。

ハンコの歴史は古く、紀元前 5000 年頃に古代メソポタミアで使われるようになったとされています。その後エジプトからシルクロードを通過して中国へ伝わっていきます。

日本では西暦 57 年に中国の後漢より送られた漢委奴国王（かんのわのなのこくおう）の金印が最古のものとして有名です。ハンコが本格的に使われるようになったのは奈良時代で、主に公文書の証明のための「官印」として導入されました。その後、貴族や大名の間で文書を保証するために使われるようになり、江戸時代になると私文書にもハンコを押す習慣が広がっていきます。

明治に入り、政府により正式に印鑑登録制度が制定されると、様々な場面でハンコが用いられるようになりました。それによりハンコも実印・銀行印・認印・角印など種類が増えていきました。

その反面、たとえ本人が手続するのに自ら役所や銀行に出向いても、ハンコが押されていないと門前払いされ、身分証や自署よりもハンコが勝るという場面もしばしば。

最近ではコロナの影響でテレワークが増える中、書類にハンコを押すためだけに会社するという実態が浮き彫りになり、政府は一部の重要なものを除いた行政手続きに対し、原則として押印義務を廃止しました。

これまで幾度となく押されてきたハンコが急に不要となったことで、作成した書類などが何だか物足りない、不完全な感じがまだ抜けませんが、少なくともハンコを押し損なう失敗は減りそうです。

## 税務まめ辞典

### 子の国民年金保険料を親が払った場合

一般的には 20 歳になると国民年金に強制加入となります。現在の保険料は年間 20 万円近い金額となりますが、子が学生の場合、本人の所得が一定以下であれば「学生納付特例制度」を申請することで在学中は保険料を猶予してもらうことができます。ただし、あくまでも「猶予」であって免除されるわけではありません。猶予された期間の保険料については 10 年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。

例えば親が追納分の国民年金保険料を納付した場合、贈与になり、贈与税が課税されるのではないかと心配になりますが、扶養義務者が生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合は生活費の一部として認められ贈与とはみなされません。

また、支払った国民年金保険料については年末調整や確定申告時に社会保険料控除の対象となります。

子に限らず、専業主婦である妻の国民年金保険料や介護保険についても右記と同様の扱いとなります。

余談ですが、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合、①その事故が発生した月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が 3 分の 2 以上ある場合、又は②その事故が発生した月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がない場合には障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されますが、学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料納付済期間と同様に当該要件の対象期間となります。